

植物検疫の重要なお知らせ

植物類を日本に輸入する場合は、植物防疫法第6条第1項で「輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書（Phytosanitary certificate）又はその写しを添付してあるものでなければ輸入してはならない。」とされています。

重要病害虫の侵入リスクを低減するため、海外から手荷物や郵便物で植物類を輸入する際は、輸出国で政府機関の検査を受け、日本が求める検疫条件に適合することを証明する検査証明書を発行してもらい、日本への輸入時にその証明書を添付して輸入検査を受けなければ輸入できません。

平成30年10月1日以降、手荷物や郵便物で植物類を輸入する際、検査証明書が添付されていない植物類は、植物防疫法に基づき廃棄処分となりますので、ご注意願います（検査証明書の添付を必要としない植物を除く）。

検査証明書の添付を必要としない植物（栽培用の植物を除く。）

- うこん及びトチュウの乾燥した植物
- アーモンド、カシューナッツ、ココヤシ、こしょう、ピスタチオ、殻なしクルミ及びマカダミアナッツの乾燥した種子

検疫の対象とならない植物（例）

- 製茶やアルコール、酢酸、砂糖に漬けられた植物
- あんず、ぶどう、マンゴウ、パイナップルの乾燥果実

1 植物防疫所ホームページ

『重要なお知らせ』

リンク先：

<http://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

『植物を海外から日本へ持ち込む場合の規制』

(Regulations when Bringing Plants into Japan from Another Country)

リンク先：

<http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/japanese.html>

<http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/english.html>

2 植物防疫所リーフレット

『重要なお知らせ』（Plant Quarantine Notice）

リンク先：

（現在、中国語、韓国語、タイ語及びベトナム語版を作成中）

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/leaflet/index.html>